

奈良県立大学における教員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人 奈良県立大学における教員の任期について必要な事項を定める。

(任期を定めて労働契約を締結する教員の組織等)

第2条 法第4条第1項第1号の規定により、任期を定めて労働契約を締結する教員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は別表のとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて労働契約を締結する場合は、別紙様式により、雇用される者（以下「任期付教員」という。）の同意を得なければならない。

(任期の定めのない教員への転換)

第4条 任期付教員は、別に定めるところにより、任期の定めのない教員になることができる。

(公表)

第5条 この規則を制定又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年6月25日から施行する。
- 2 本規則の施行時に任期付教員である者については、改正後の規則を適用する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
地域創造学部	教授 准教授 講師	5年	再任なし

(備考) 任期を定めて労働契約を締結する教員が、この表に定める任期の満了までに教員の停年に関する規程第2条に定める停年に達するときは、当該教員の任期はこの表に定める任期にかかわらず、同規程第3条に定める退職の日までとする。

様式（第3条関係）

同 意 書

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立大学理事長

殿

職名

氏名

印

私は、奈良県立大学地域創造学部地域創造学科に雇用されるに際して、奈良県立大学における教員の任期に関する規則第2条の規定に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。

記

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで